

アメリカ合衆国における 連邦高等教育行政機関の変遷

——1953年以後の教育局及び教育省を中心として——

福岡教育大学 仙波克也

Abstract

A Study on the Historical Development of the Federal Agency
of Higher Education in the United States

— With Reference to the Agency of Higher Education
within the Office (or Department) of Education —

Katsuya SEMBA, Fukuoka University of Education

The primary purpose of this article is to describe the historical development of the federal agency of higher education during the period from 1953 to 1984.

In 1953, the Office of Education was transferred from the Federal Security Agency to the Department of Health, Education, and Welfare. Many federal laws assigned many new duties to the federal agency of higher education. The National Defense Education Act of 1958, the Higher Education Act of 1965, and other acts affected the agency of higher education within the Office of Education.

On May 4, 1980, The Department of Education was established by the Department of Education Organization Act. However, the establishment of it did not increase the statutory authority and function of federal government over education. The federal agency for postsecondary education at the Department of Education has played the important role in the policy and administration of postsecondary education in the United States.

The contents of this paper are as follows;

- 1) Establishment of the Office of Education and the powers and duties of the Division of Higher Education
- 2) Reorganization of the Office of Education of 1962 and Foundation of the Bureau of Higher Education in 1965
- 3) Creation of the Education Division and the Bureau of Postsecondary Education
- 4) Establishment of the Department of Education and the Bureau of Postsecondary Education

はじめに

アメリカ合衆国では、教育に関する権限はアメリカ合衆国憲法第10条により州の権限とされ、教育の地方分権主義の原則がアメリカの教育政策の特徴となっている。しかしながら、連邦議会は教育に関する種々の立法を通じて、また、連邦政府の多くの省庁は連邦教育法に基づき教育事業に対する補助金行政や研究契約行政の実施を通じて、さらに、連邦裁判所は教育に関する裁判を通じてそれぞれ教育政策や教育行政の領域で重要な役割と機能を果たしている。とりわけ、第二次世界大戦後、連邦政府の教育局(省)とその他の省庁の機関がアメリカの教育政策や教育行政の実施のうえで重要な役割を果たすようになった。

本研究はアメリカ合衆国の連邦高等教育行政機関の変遷に関する研究の一環として旧連邦保健教育福祉省の教育局と現行の教育省を中心にして連邦高等教育行政機関と機能の変遷を明らかにすることを主

要目的としている。既に、初期の教育局高等教育部(課)の成立とその役割については他稿で紹介したの¹⁾で、本稿は1953年以降の連邦政府の高等教育行政機関の機構の変遷を整理し、連邦政府が高等教育行政上で果たした役割を解明したい。勿論、この時期のアメリカでは多くの省庁が高等教育政策や高等教育行政に携わってきたにもかかわらず、これまで、連邦教育局若しくは教育省を中心とした連邦高等教育行政機関の機構と機能の変遷に関する研究は比較的少ないので、ここでは主に1953年以後の保健教育福祉省教育局(現在の教育省も含む)の変遷とその高等教育行政機関の変遷に限定して連邦高等教育行政機関の機構とその職務について考察を試みたい。以下、①保健教育福祉省教育局の創設と高等教育課の業務、②高等教育局の設置と高等教育局の職務、③保健教育福祉省教育部門と中等後教育局の設置と④教育省の設置と中等後教育局の職務について叙述したい。

Ⅰ 保健教育福祉省教育局の設置と高等教育課の業務

1953年3月12日、アイゼンハワー大統領は連邦政府の行政改革を企図して両院に「1953年の改革計画第一号」(Reorganization Plan No.1 of 1953)を提出した。1953年4月1日、この改革計画第一号は両院で可決され、10日後の4月11日付で公法第13号としてその効力を発することになった。公法第13号は「保健教育福祉省が設置され、大統領は上院の助言と同意に基づき長官を任命する。本省は長官の監督と指揮の下に管理される。」²⁾(第一条)とし、保健教育福祉省の新設を明言するとともに、第五条の規定により連邦保障庁(Federal Security Agency)のすべての部局と業務は保健教育福祉省へ移管されることが定められていた。1953年4月11日、連邦保障庁は公法第13号に基づき廃止され、その部局と業務は閣僚を長官とする保健教育福祉省へ移管された。この移管に伴ってこれまでの教育局(Office of Education)は保健教育福祉省の一局となった。

保健教育福祉省の機構は、(1)公衆衛生サービス局(Public Health Service)、(2)社会保障行政局(Social Security Administration)、(3)教育局(Office of Education)、(4)食品・薬品行政局(Food and Drug Administration)、(5)職業リハビリテーション局(Office of Vocational Rehabilitation)や(6)フィールド・サービス局(Field Service)等の部局より構成されていた。³⁾また、1953年の保健教育福祉省の新設に伴って教育局には次のような一室六課が置かれた。⁴⁾

- 1) 教育局長室(Office of the Commissioner)
- 2) 州・研究サービス課(Division of State Research Services)
- 3) 連邦影響地域学校援助課(Division of School Assistance in Federally Affected Areas)
- 4) 職業教育課(Division of Vocational Education)
- 5) 高等教育課(Division of Higher Education)
- 6) 国際教育課(Division of International Education)
- 7) 州・地方学校制度課(Division of State and Local School System)

従前の高等教育課は、1953年の教育局の機構改革によって次のような三係に改組された。⁵⁾

- 1) 大学行政係(College and University Administration Branch, ①行政、②カレッジに関する教育助言サービス、③住宅ローン事業)
- 2) 一般教育係(General and Liberal Education Branch, ①一般教育)
- 3) 専門職業教育係(Professional Education Branch) なお、括弧の内は担当(Section)を示している。

前記の教育局は1867年3月2日の法律によって教育に関する統計及び資料の収集とその配布を主要目的として創設され、その後、数次の改称や所管省庁の移動を経て、既述したように1958年に保健教育福祉省の一局となった。教育局の職務は1867年以後の立法や行政令で拡大されてきていたが、1958年当時の教育局の職務としては、①教育に関する統計と資料の収集、②教育に関する研究の実施と研究報告書の発行、③州及び地方学校事務職員、大学の行政職員及び専門職員、外国の代表者や教育研究者に対する指導助言サービスの提供、④教育に対する補助金事業と特別事業の運営、⑤連邦職業教育法の実施、⑥国有地賦与大学に対する補助金の交付、⑦教育資料の刊行、⑧他の省庁との共同活動や⑨教育の全分野における国際交流等が挙げられている⁶⁾。このように、1950年代の教育局の職務権限は①教育に関する統計と資料の収集及び配布、②連邦補助金の交付、③州や大学等に対する指導助言や④教育に関する調査研究等サービス行政的なものに限定され、教育に関する事項は州の権限と責任と考えられ、連邦政府の教育局が各州の教育を統制する権限は認められていなかった。上述の高等教育課は①高等教育の実施と事業の援助、②事業費と学生経費に関する情報の提供、③専門的職業の認定と免許状に関する政策と手続を明らかにすること、④国有地賦与大学に対する連邦補助金の管理運用や⑤国際理解の促進等の職務を分担し、教育局の高等教育行政の業務を主として担当していた⁷⁾。また、国際教育課は大学の教員や学生の留学や研究交流等の高等教育関係の業務も遂行した。さらに、教育局のその他の部局と他の省庁も高等教育関係の連邦補助金や研究委託費の交付を通じて高等教育政策や高等教育行政の実施に関与していた。

1950年代には全米科学財団法(1950)、公法第815・875号(1950)、1950年の住宅法、保健教育福祉省設置法、共同研究法(1954)や国防教育法(1958)等の連邦教育関連法が制定され、教育に対する連邦補助金事業が急増し、教育に対する連邦政府の関与を深めることになった。高等教育の分野では、全米科学財団法、1950年の住宅法、共同研究法や国防教育法がその後の連邦高等教育行政に重大な影響を及ぼすと同時に、教育局や高等教育課の業務の拡大をもたらすことになった⁸⁾。特に、1954年の共同研究法と1958年の国防教育法は1958年以後の連邦教育法のなかで最も重要な連邦法であった。

1954年の共同研究法は教育局がカレッジ、大学、州教育行政機関との共同研究の遂行を認めた。教育局長は本法により教育分野における研究、調査や公開実験(demonstration)の遂行に関して大学や州教育行政機関と契約を締結できることになり、教育局の教育に関する調査研究機能が一段と強化された。また、共同研究法は教育政策に関して州政府に対する連邦政府の影響を増大させることになった⁹⁾。後で触れるように、教育に関する連邦の調査研究機能は後続法により研究機構の整備が図られることになる。

1958年の国防教育法は、ソ連の人工衛星打上げの成功を契機として制定され、10章から成る連邦教育法である。連邦政府は本法により国防上重要な教育に関する事業に対して連邦補助金の交付ができるようになった。本法によって12の連邦事業が開始されたが、この連邦事業のほとんどの業務は教育局の担当になり¹⁰⁾、教育局の職務は国防教育法により著しく増大するに至った。つまり教育局は1958年の国防教育法の下で次のような新規の連邦事業または業務を管理運営することになった¹¹⁾。

- 1) 高等教育機関の学生に対する貸付金
- 2) 初等中等学校の理科、数学及び現代外国語教育の振興のための施設の取得、州に対して州の指導助言の改善のための財政援助と非営利私立学校に対する貸付金の融資
- 3) 大学院教育のためのフェロシップ
- 4) 中等学校におけるガイダンス、カウンセリング及びテストの奨励、州及び高等教育機関との契約

協定により中等学校のガイダンス及びカウンセリングのための研究機関の設置に連邦補助金を交付すること

- 5) 初等中等学校語学教師のために現代外国語研究所と現代外国語の研究遂行のための語学及び地域研究センターの設置に対する援助
- 6) 教育目的のための現代通信手段の効果的な利用のための研究及び実験に対する援助
- 7) 科学的若しくは技術的分野における地域職業教育の開発のための州に対する補助金の交付
- 8) 州教育機関の統計的サービスの改善のための州に対する補助金の交付

以上のような国防教育法による業務の増大によって、教育局の職員数は1953年から1963年の間に2倍以上になり、1958年以後、教育局の職員の半数以上は1958年の国防教育法関係の業務に従事するようになったといわれている¹²⁾。このことは1958年の国防教育法の制定が教育への連邦政府の関与を一段と深めたことを物語っている。しかしながら、1958年の国防教育法は第102条で「この法律に含まれるいかなる規定も、すべての合衆国の省、機関、官吏または連邦職員が教育機関または学校のカリキュラム、指導計画、管理または人事に対して指揮、監督または統制を行う権利を認めるものとみなしてはならない。」¹³⁾と明確に教育に対する連邦統制の禁止の規定を設けていた。前述のように、連邦政府の教育事業とその事務は増大したけれど、このように教育に対する連邦統制は抑制されていたのである。なお、この規定の趣旨は後述する1965年の高等教育法、一般教育規定法 (General Education Provisions Act) や教育省組織法でも継承されている。

Ⅱ 1962年の教育局の機構改革と1965年の高等教育局の創設

上述したように、教育局の事務は1950年代の連邦補助金事業の増加により著しく増大したため、教育局の機構改革の必要性が生じていたが、さらに、1960年代のケネディー大統領とジョンソン大統領時代に人材開発訓練法 (1962)、高等教育施設法 (1963)、職業教育法 (1963)、公民権法 (1964)、経済機会法 (1964)、高等教育法 (1965)、初等中等教育法 (1965) や教育職開発法 (1967) 等を通じて連邦の教育関与は飛躍的に増大した。教育局の行政機構はこのような連邦法の制定の影響を受け、また、効率的な行政をめざしてこの時期にもその機構の拡充や改革が繰り返し行われたのである。

1962年4月1日、教育局の機構改革が実施され、教育局はこの機構改革に伴って従来の六課一室制から三局 (①教育研究開発局、②国際教育局と③教育援助事業局) 四室 (①公報室、②行政室、③立法・事業企画室と④フィールド・サービス室¹⁴⁾) に大幅に改組されることになった。¹⁵⁾ 次官補 (事務補佐官、Associate Commissioner) が各局に置かれ、次のような課が各局に設置された。¹⁶⁾

1) 教育研究開発局

- ①教育統計課、②教育研究課、③高等教育課、④初等・中等教育課、⑤継続教育・文化事項課

2) 国際教育局

- ①国際研究・サービス課、②技術援助・交流事業課

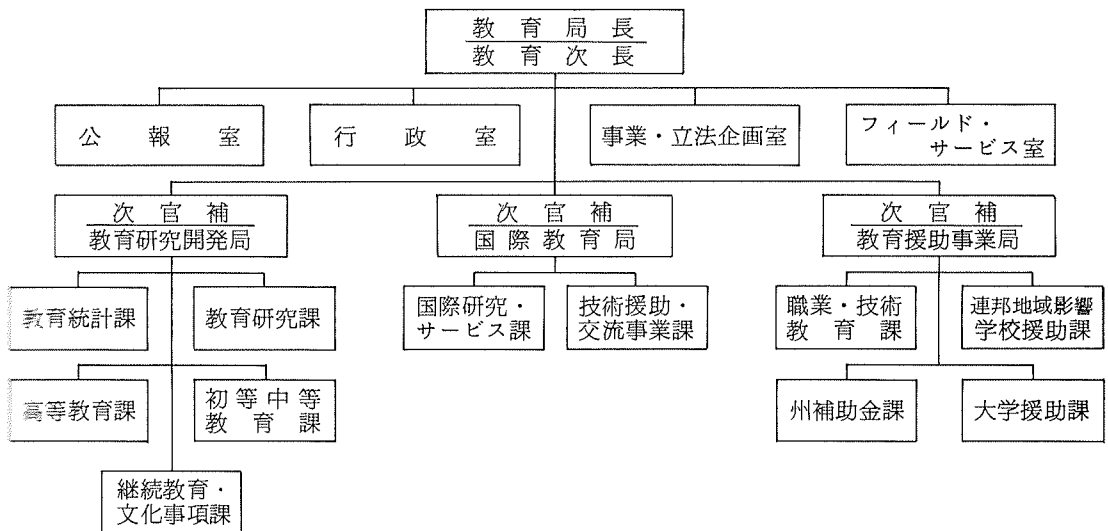
3) 教育援助事業局

- ①職業・技術教育課、②連邦影響地域学校援助課、③州補助金課、④大学援助課

1962年の教育局の機構改革で改善されたことは、①各局に事務補佐官が置かれ、教育局長が国家レベルの教育政策の開発に専念できるようにしたこと、②初等・中等・高等教育の事業を3局に統合したこ

と、③国際教育の職務を効果的に遂行するようにしたことと④研究開発事業を財政援助事業の行政から分離することにより、効率を増大させるようにしたことであるとされている。¹⁷⁾このように、1962年の機構改革は膨張を続ける連邦の財政援助事業を専門サービス行政から分離させたところにその特徴があった。¹⁸⁾この機構改革の結果、教育局所管の連邦高等教育行政は主に教育研究開発局、国際教育局と教育援助事業局の三局によって分担されることになったのである。このように、高等教育行政の事務が機能的に三局に分けられたため、教育援助局大学援助課は国防教育法による学生貸付金事業、大学院フェロシップ事業、カウンセリング及びガイダンス養成機関事業や語学開発事業等の高等教育機関に対する連邦補助金事業を所管することになり、¹⁹⁾この連邦補助金事業と国際交流以外の高等教育に関する研究や指導助言は教育研究開発局高等教育課の所管となった。なお、1963年の教育局の機構は図1の通りであった。

図1 教育局の行政機構(1963年)



出典：参考文献(16)

1963年12月16日、高等教育施設法が主として戦後ベビーブーム期に誕生した青年の増加による高等教育機関への進学者の急増と人材需要に対処するために高等教育施設の拡充を目的として制定された。本法は、3章から成り、学部・大学院の施設に対する補助金と貸付金事業について定めていた。

1963年12月5日、教育局長は保健教育福祉省長官に高等教育施設の建築に対する新しい責任を担当する新局の設置を提案した。1964年1月3日、保健教育福祉省長官は議会が高等教育施設法の基金を承認した後、高等教育施設局(Bureau of Higher Education Facilities)の設置案を認めた。その後、1964年3月26日、教育局長は保健教育福祉省長官に図書館サービス係を図書館サービス課に昇格させることと高等教育課及び初等中等教育課の廃止を内容とする教育研究開発局の改革案を提出し、4月10日、この改革案は承認され、1964年5月15日、本改革案は効力を発した。²⁰⁾この結果、教育研究開発局は次のような①教育組織・行政課、②教育研究課、③教育統計課、④障害児・青年課と⑤図書館サービス課の五課となった。²¹⁾

1) 教育組織・行政課

- ①初等中等組織行政係、②教育人事係、③高等教育組織行政係

2) 教育研究課

①情報通信研究・普及係、②カリキュラム・公開実験係、③基礎研究係、④芸術・人文係

3) 教育統計課

①研究・調査係、②基準・手続係、③フィールド事業係

4) 障害児・青年課

①字幕フィルム係、②研究係、③身体・知覚障害係、④精神・情緒障害係

5) 図書館サービス課

①図書館研究係、②図書館サービス係、③成人教育係

1964年9月19日、連邦議会は前述の高等教育施設局の活動を承認したので、教育局長は高等教育施設局長 (Associate Commissioner for Higher Education Facilities) にその権限を委譲した。9月22日、高等教育施設局は学部学術施設課 (Division of Undergraduate Academic Facilities) と大学院学術施設課 (Division of Graduate Academic Facilities) の二課より構成されることが発表された。さらに、1964年10月27日、教育局長は保健教育福祉省長官に教育援助事業局大学援助課学生財政援助係を学生財政援助課 (Division of Student Financial Aid) に昇格させることを提案した。12月3日、保健教育福祉省長官はこの新しい学生財政援助課を教育援助事業局から高等教育施設局へ移管させることを承認した。その後、1965年1月1日、高等教育施設局の名称は高等教育局 (Bureau of Higher Education) ²²⁾ に変更された。

1960年代中葉以後、連邦政府は教育に対する補助金の交付を通じて教育への連邦関与を一層強めることになった。ジョンソン大統領は貧困撲滅政策の一環として公民権法、経済機会法、初等中等教育法、高等教育法や1968年の高等教育改正法を制定し、教育の機会均等政策を推進した。大規模な連邦高等教育援助が1965年の高等教育法により発展途上の高等教育機関の強化事業、学生援助事業、教員に関する事業や学部教育の改善事業等に対して開始された。特に、本法により、教育機会均等奨学金事業と保証学生貸付金事業が低所得家庭出身の学生に高等教育の機会を保障するために新設されるとともに、直接学生貸付金事業とカレッジ勤労修学事業が継続され、カレッジ勤労修学事業は経済機会局から教育局へ移管された。1968年の高等教育改正法はその重点を連邦学生援助事業の拡充に置き、学生援助事業の増額と職業教育機関の学生までにその対象を拡大した。さらに、連邦政府は本法により恵まれない学生に対する特別援助事業を新設し、高等教育を受ける機会均等の保障に努めた。²³⁾ 1968年の教育局の行政機構は図2のように複雑になり、高等教育局の業務は高等教育局長 (Associate Commissioner for Higher Education) の監督の下に置かれ、次の一室四課によって遂行されることになった。

1) 高等教育局長室 (Office of the Associate Commissioner)

- ①高等教育局の事業の計画、実施と評価
- ②高等教育事業の参加資格の決定
- ③高等教育に関する紀要やパンフレットの発行
- ④教育局及び連邦省庁との協同

2) 学生財政援助課

- ①連邦学生援助事業の運用
- ②特別援助事業

3) 大学院事業課

①大学院教育研究施設補助金

②大学院のフェローシップ

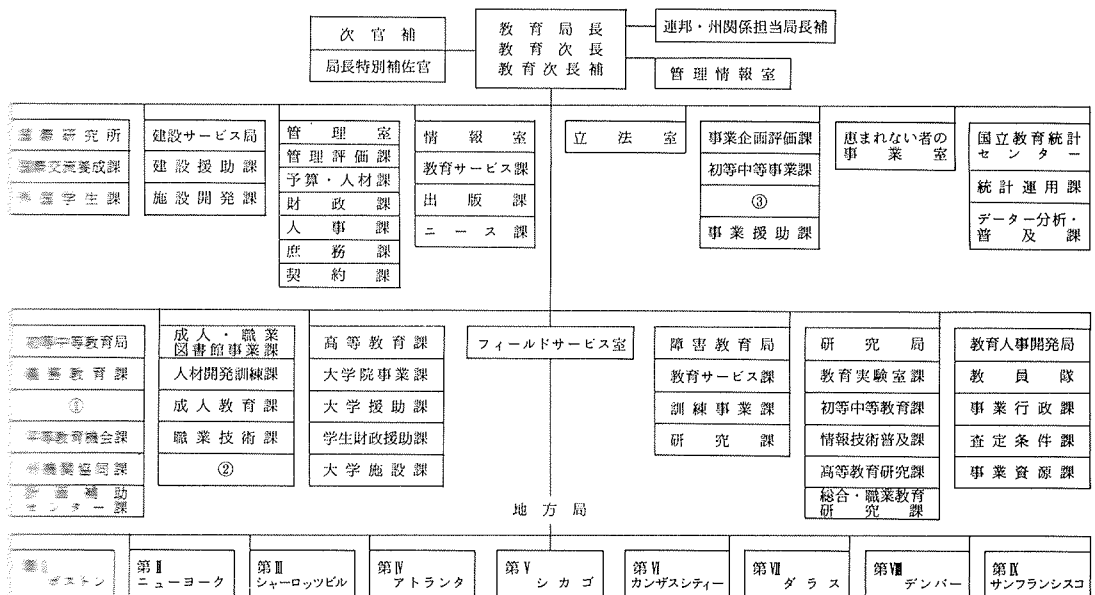
4) 大学施設課

①学部の教育施設補助金と貸付金

②国有地賦与大学に対する補助金

初期の高等教育局は主として①高等教育に関する紀要及び資料の刊行、②連邦補助金の交付や③学生援助事業等の業務を所管していた。1968年の高等教育改正法の実施に伴って、1969年、高等教育局は、特別援助事業を担当する学生特別援助事業課が増設され、一室四課制から一室五課制になった。²⁵⁾その後、高等教育局は連邦教育事業の拡大に伴い漸次拡大されていったのである。

図2 教育局の行政機構(1968年)



①は連邦影響地区学校援助課 ②は図書館サービス・教育施設課 ③は中等後教育・特殊教育事業課
出典：参考文献(24)

III 教育部門と中等後教育局の設置

アメリカの高等教育の学生数は1970年の約858万人から1980年には約1,210万人を擁するまでに増大し、²⁶⁾1970年代も高等教育の量的発展を遂げた。特に、二年制高等教育機関の学生数は1970年の約222万人から1980年の約453万人に2倍以上に増加し、²⁷⁾二年制高等教育が著しく発展した時期であった。前述したように、民主党のケネディーとジョンソン両大統領が1960年代に革新的な高等教育政策を推進したが、1969年以後も、1972年の教育改正法、1974年の障害教育法や1976年の教育改正法が制定され、共和党のニクソンとフォードの両大統領の時期にも積極的な連邦高等教育政策が展開された。1972年6月23日、1972年の教育改正法(Education Amendments of 1972)はニクソン大統領の署名により法律として成立した。本法は10章から成り、1965年の高等教育法、1963年の職業教育法、一般教育規定法、1965年の初等中等教育法やその他の関連法の改正をその主要内容とする連邦教育法であった。本法の第III章「教育事業の行

政に関する改正」は教育局の機構改革と国立教育研究所の創設について規定していた。²⁸⁾

1972年の教育改正法第401条により、保健教育福祉省内に教育局 (Office of Education)と国立教育研究所 (National Institute for Education) の二つの機関から構成される教育部門 (Education Division) が置かれることになった。²⁹⁾ 教育部は保健教育福祉省の教育事業活動部の調整と一般的な監督を担当するほか、州及び地方の教育制度と事業の強化のために専門的及び財政的援助を提供することになった。教育部門は教育担当次官補 (Assistant Secretary for Education) を長として、教育担当次官補室 (Office of Assistant Secretary for Education) を設け、同室内に国立教育統計センター (National Center for Education Statistics, 1975年より) が置かれた。国立教育統計センターの職務は教育局の統計事業の開発、教育局の事業の情報収集活動の調整、収集された統計資料の分析と統計資料の刊行等であった。³⁰⁾

前述のように、教育局は1972年の教育局の機構改革により教育部門の一機関となった。1972年の教育改正法第408条は教育局の目的と職務について次のように定めている。³¹⁾

教育局の目的と職務は合衆国における教育の状況と進歩を示す統計及び事実を集め、効果的な学校制度の設置及び維持において合衆国民を援助するような学校並びに学校制度の組織及び管理に関する情報を普及し、かつその他の方法で全国の教育の発展を振興する。教育局は法令で明確に規定されていない権限若しくは本法で含意されていない権限を有していない。

この教育局の目的と職務に関する規定は1972年の教育改正法によって教育局と教育局長の職務権限を定めた1968年1月2日の一般教育規定法の条文として新しく規定されたものである。³²⁾ 本条の内容は従来の教育局の目的と職務に関する規定の内容とはほぼ同じであり、教育局の目的と職務は1972年の教育改正法で変更されなかったのである。なお、教育局の事業組織としては①初等中等教育局、②職業成人教育局、③平等教育機会局、④障害教育局、⑤高等教育局(その後、中等後教育局に改称)と⑥図書館教材局に改組された。³³⁾

1972年の教育改正法においては第1章の高等教育に関する規定が同法の条文の全体の三分の二以上を占め、高等教育に対する援助事業が1972年の教育改正法では学生財政援助事業を中心として整備拡充された。³⁴⁾ 1972年の教育改正法は第404条で中等後教育の改善のための援助規定を新しく定めている。本条により、保健教育福祉省長官は中等後教育の機会を改善するために中等後教育機関に補助金を交付または契約を締結する権限を付与された。また、1972年の教育改正法により従来のカレッジ勤労修学事業、直接学生貸付金事業、保証学生貸付金事業や特別援助事業は事業の内容、資格や対象が変更され、継続されることになった。教育機会奨学金事業は基本教育機会奨学金事業と補充教育機会奨学金事業に改善され、州学生奨学金奨励事業が州の奨学金事業の充実のために新設された。このように、連邦学生援助事業が1972年の教育改正法により拡充されるとともに、学生援助事業の対象が中等後教育の学生までに拡大された。さらに、1972年の教育改正法第1202条は「第1203条または第X章の下で援助を望む州は州委員会 (State Commission) を設置または既存の州機関 (state agency) 若しくは州委員会を指定する」³⁵⁾ ことを規定し、各州に中等後教育委員会 (board for postsecondary education, 1202条委員会とも呼ばれる) の設置を勧めた。48州は州内の中等後教育委員会を①委員会の新設、②既存委員会の指定若しくは③既存委員会の改組によって設け、州内の中等後教育の州総合計画を策定し、中等後教育の発展を図った。³⁶⁾

教育局所管の高等教育関係の連邦事業は主に管理局 (Office of Management)と中等後教育局 (Bureau

of Postsecondary Education) で担当されていた。管理局保証学生貸付金室 (Office of Guaranteed Student Loans) は、事業開発課、運用援助課 (Division of Operational Support) と事業システム課 (Division of Program System) の三課で保証学生貸付金事業の業務を分掌していた。また、1974会計年度には、中等後教育局は①教育機関開発課、②養成・施設課、③基本教育機会奨学金・州奨学金奨励課 (Division of Basic and State Student Grant)、④学生援助・特別事業課と⑤国際教育課の五課より成り、教育局所管の中等後教育の教育機関援助事業、学生援助事業と国際教育の援助事業を担当していた。³⁷⁾ 1975会計年度に、中等後教育局は、学生援助課 (Division of Student Financial Aid) が一課増設され六課となり、上記の学生援助・特別事業課が学生援助・復員軍人事業課 (Division of Student Services and Veterans Programs) に改称された。³⁸⁾ 以上のように、1972年の教育改正法の実施後、教育局の機構改革が行われ、その後も、教育事業の業務の増大や1974年の教育改正法の実施に伴って、教育局の部分的な改組は繰り返し実施された。

この時期の教育局の常勤職員についてみると、1974会計年度が3,053人、1975会計年度が2,964人、1976会計年度が3,128人である。なお、教育局の各局の職員数は次の通りであった。³⁹⁾

	1974会計年度	1975会計年度	1976会計年度
局 長 室	158 ^(人)	258 ^(人)	268 ^(人)
地 方 局	827	827	865
管 理 局	601	673	695
計 画 局	285	118	118
中等後教育局	420	378	378
職業・成人教育局	169	128	151
学 校 制 度 局	412	401	416
障 害 教 育 局	131	127	183
インディアン教育局	50	54	54

1974会計年度の教育局の歳出額は約54億ドルで、そのうち初等中等教育費が約22億ドル (40.7%) で最も多く、次いで、中等後教育費が約14億ドル (25.9%) で二番目に多かった。1975会計年度には教育局の歳出額約57億ドルのうち初等中等教育費が約22億ドル (38.6%) で、中等後教育費が約19億ドル (33.3%) で、中等後教育費の伸びが著しかった。⁴⁰⁾ ニクソン大統領は1972年の教育改正法により学生財政援助事業重視政策を推進し、フォード大統領もこの政策を継承し、1976年の教育改正法より学生財政援助事業の改善とその拡大をはかった。1974年以後、学生財政援助事業費が激増し始め、特に基本教育機会奨学金事業 (現在のペル奨学金事業) が急膨張を示した。これに対して、カーター大統領は、1978年の中間所得層学生援助法により、学生援助事業の資格制限を緩和すると同時に、給費奨学金政策から貸付金による学資融資政策に転換し、連邦学生援助政策を積極的に推進した。この結果、表1に示しているように、1970年以降、連邦学生援助事業費は増え続け、学生財政援助事業費が教育局の予算に占める割合は年々増え続けた。⁴¹⁾ また、それによって中等後教育局の業務も著しく増大し、その規模も拡大された。

1970年3月3日、ニクソン大統領は、連邦議会に「教育改革に関する教書」を送り、この教書のなかで「合衆国における教育の調査研究と実験の中核として、国立教育研究所を設けることを議会に提案する」と述べ、アメリカの教育問題の解決と教育改革を進めるために新しい連邦機関として国立教育研究

所 (National Institute of Education) の設置を提唱し、国立教育研究所の構想を明らかにした。連邦議会が国立教育研究所の設立に対して積極的でなかったため、ようやく、国立教育研究所の設置が1972年の教育改正法により議会で認められた。教育局の研究開発事業はほとんど国立教育研究所へ移管されることになった。⁴³⁾ 全米教育研究協議会 (National Council on Educational Research) の委員の指名と議会による委員の承認の遅れで、1973会計年度に、国立教育研究所は1億1,000万ドルと職員350人が配置され、発足した。⁴⁴⁾ しかし、その後も、議会は国立教育研究所の予算を削減し続け、1980年、国立教育研究所は教育省の一部となった。

表1 連邦学生援助事業費の推移

項目 \ 年	1970年	1975年	1980年
学生援助支出金総額	585,520	2,429,940	5,063,894
ペ ル 奨 学 金	………	840,200	2,157,000
保証学生貸付金	73,000	580,000	1,609,344

単位：1,000ドル

出典：参考文献(41)-p. 21より作成

Ⅳ 教育省の設置と中等後教育局の職務

1978年、カーター大統領は教育省設置法案を議会に提案した。同法案は上院を通過したが、下院で本法案は審議未了廃案となった。カーター大統領の最初の教育省法案は、インディアン教育、ヘッドスタートや学校給食のような多くの連邦教育事業を教育省に統合することになっていた。最初の構想は大幅に縮小され、主に保健教育福祉省の教育部門の事業を移管して教育省を新しく発足させる内容に変更され、1979年の教育省設置法案が議会に再度提出された。1979年10月17日、教育省組織法は、カーター大統領によって署名され、法律として成立した。⁴⁵⁾

本法の正式名称は「教育省の設置及びその他の目的のための法律」(An Act to establish a Department of Education, and for other Purposes, また、Department of Education Organization Act と略称される。)で次のような6章より成っている。⁴⁶⁾

第Ⅰ章 総則

第Ⅱ章 教育省の設置

第Ⅲ章 機関及び職務の移管

第Ⅳ章 管理規定

第Ⅴ章 過渡的措置に関する諸規定

第Ⅵ章 施行日及び幹部職員の暫定的任命

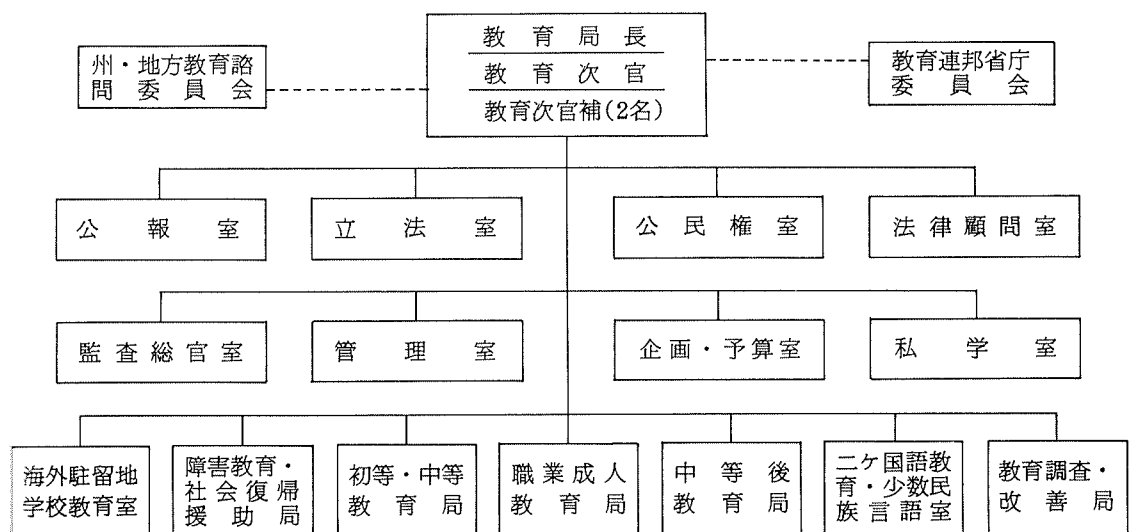
連邦議会は本法の第1章総則で、「教育は市民の発達及び国の進歩の基本であること、すべての国民に質の高い教育を受ける機会を平等に保障すること、両親が子どもの教育に対して第一に責任を持つものであり、州、地方及び私的機関の第一の責任はこの両親の役割を援助することや教育に対する第一の公的責任は、州及び他の地方の学区並びに州のその他の関係機関にそれぞれ留保されること」⁴⁷⁾等を10項目にわたり確認している。さらに、教育省組織法は本法の目的について「すべての個人に対し、平等な

教育の機会への接近を保障するための連邦のかかわりを強めること。連邦政府の援助する調査研究、評価及び情報の提供により、教育の質と有効性の改善を推進することや連邦の教育事業の調整を改善すること⁴⁸⁾(第102条)等七つの目的を定めている。教育省の設置は、「教育に対する連邦政府の権限を増大することではないし、また州及び地方学区並びに州のその他の機関に保留されている教育に対する責任を軽減させるものではない」⁴⁹⁾(第103条第a項)と規定し、教育省の設置により連邦政府の権限の拡大を意図しないことを明確に宣言している。また、同法は、第103条第b項で、長官または他の職員による教育内容や人事に対する命令、指導監督を禁止している。以上のように、本法の第1章総則に規定されている通り、教育省の設置は、教育に対する連邦の介入を強化するものでも、教育に対する連邦統制の強化を企図したものではないことは明らかである。この点では、アメリカの教育行政の地方分権主義の伝統は本法でも堅持されている。

152の事業が教育省に移管されることになったが、それらの事業のうち約140事業は旧教育部門所管の事業であり、残りの事業は主として保健教育福祉省以外の省から移管されることになった事業であった⁵¹⁾。即ち、教育省組織法第Ⅲ章「機関及び職務の移管」によれば、機関と事業は主として(1)保健教育福祉省(教育部門の全事業)、(2)国防総省(海外駐留軍属子女のための学校制度の運営)、(3)労働省(移民教育の事業)、(4)全米科学財団(初等・就学前教育の理科教員養成と少数民族機関の理科教育の改善に係わる事業)、(5)司法省(法執行学生ローンと奨学金事業)と(6)住宅・都市開発省(大学住宅ローン事業)から新しい教育省へ移管されることになった⁵²⁾。これらの152の連邦事業の管理運営が教育省の主要な職務内容となったのである。1979年11月30日、ハフステッドラー(Shirly M. Hustedler)が上院で教育省組織法に基づき初代教育省長官として承認され、1980年5月4日、教育省は正式に発足したのである⁵³⁾。

図3は1980年の教育省の行政機構を示している。教育省組織法に基づき、教育省には四室(①海外駐留地学校教育室、②二ヶ国語教育・少数民族言語室、③法律顧問官室と④監察総官室)六局(①初等中等

図3 教育省の行政機構



出典：参考文献(53)

教育局、②中等後教育局、③職業・成人教育局、④特殊教育・社会復帰援助局、⑤教育調査・改善局と⑥公民権局⁵⁴⁾が置かれることになった。局長 (Assistant Secretary) が各局に置かれ、各局長は大統領が上院の助言と同意に基づいて任命する⁵⁵⁾。

中等後教育局長は教育省組織法で「教育省長官が委任する公私立中等後教育に関する事務を管理し、公私立中等後教育に関する事項について教育省長官の主たる助言者となる」⁵⁶⁾(第205条)と定められ、中等後教育局を統轄するほかに、中等後教育局長は中等後教育機関に対する援助を策定し、指示し、調査する権限も有している。中等後教育局は中等後教育局長の統轄の下に、①学生財政援助室 (Office of Student Financial Assistance)、②国際教室 (Office of International Education) と③高等継続教室 (Office of Higher and Continuing Education) に分かれ、それぞれの業務を遂行している。教育省の設置により、中等後教育局は学生財政援助事業、教育機関援助事業と学生、大学及び中等後職業学校に対する援助事業をひとつの局に統合した。学生財政援助室は学生援助事業を、国際教室は国防教育法第Ⅶ章の事業や相互教育文化交流法の事業を、高等・継続教室は高等教育法第Ⅳ章の学生援助、教育機関援助、施設援助、州全体の情報及び計画、継続教育や大学院学生フェローシップの事業を担当することになった⁵⁷⁾。このように、中等後教育局は①国際的な研究交流の援助、②教育改善補助金、③教育研究施設設備改善補助金や④学生援助等の中等後教育に関する種々の連邦教育行政業務を分担しているが、中等後教育局の主要事業は1965年以後急速に発展した連邦学生財政援助事業である。1980会計年度の教育省予算に占める中等後教育費の百分率は全体の40%、学生財政援助費の百分率は全体の36%に達するまでになった⁵⁸⁾。

以上のように、教育省(局)は比較的短期間のうちに連邦の高等教育政策や高等教育行政の実施のうえで重要な役割と機能を果たすようになったのである。

おわりに

以上、主要な連邦高等教育法との関連において、1953年以降の教育省(局)の高等教育行政機構の変遷について概観してきた。最後に、この時期の教育省(局)の特徴について要約し、本稿のまとめとしたい。

18世紀後半から連邦はすでに高等教育行政に関与していたが、1957年まで、教育局の機能は①教育に関する統計資料の収集及び刊行、②教育に関する研究及びその成果の刊行、③連邦補助金の交付と④教育に関する指導助言の提供であった。当時の教育局は基本的には教育に関する実態調査及びその普及機関の性格が強かった。既述したように、1958年の国防教育法は初等教育から大学院教育までの教育に対する連邦援助事業を新設し、教育局が本法の10章のうち9章の事業を担当することになり⁵⁹⁾、教育局の業務は倍増した。連邦教育援助事業の種類と規模はその後の職業教育法、初等中等教育法、高等教育法や障害児教育法の制定により漸次拡大された。その結果、1960年以後、教育局は教育に関する統計の収集及び刊行機関 (statistics-gathering and publication agency) から補助金配分機関 (grant-dispensing agency) になった⁶⁰⁾。連邦事業の拡大に伴って、教育局の組織と機構は繰り返し改革され、部局数や職員数は増大し続けた。

教育に対する関心とその重要性が増すにつれ、多くの連邦省庁が教育に関与するようになった結果、連邦政府の種々の教育活動の調整、連邦事業の行政の改善、事業の不必要な重複の除去と閣僚レベルでの教育問題の適切な取り扱い等を図るために閣僚レベルの省の新設が構想されるようになった⁶¹⁾。全米教

育協会 (NEA) はカーター大統領の教育省の設置に賛成であったが、アメリカ教員同盟 (AFT) や米国労働総同盟産業別会議 (AFL-CIO) は教育省の設置が教育の連邦統制へ繋がることを危惧して教育省設置に反対した。⁶²⁾ 結局、1979年、教育省組織法が制定され、1980年5月に、教育省が一般福祉の促進や連邦教育事業をより効果的に調整するために発足した。レーガン大統領が同省の廃止を提唱したが、教育省は存続している。

教育省の設置は教育への連邦関与を上げたが、教育省組織法は、教育に対する州の権限の保留を確認し、教育省の設置が教育に対する連邦政府の権限を増大することではないと定め、教育の連邦統制の禁止条項を設けている。即ち、教育課程、授業計画や教育機関の管理または人事に対して命令、監督若しくは統制する権限は法律によって権限を付与された範囲を除き、教育長官または同省の他の職員に付与されていない。⁶³⁾ このようにアメリカの教育省は、教育の連邦統制権を持たず、他国の中央教育行政機関とは異なっている。

しかしながら、教育局(省)の影響力は、連邦影響地域学校援助法、国防教育法、初等中等教育法、職業教育法や高等教育法の実施により著しく増大し、教育の機会均等の実現、教育の効率化や教育の質的向上の面で大きな役割を果すようになってきている。特に、この傾向は高等教育の領域で、1983会計年度には連邦学生援助事業が教育省総予算の約43.6%を占めるまでになり、教育省の役割と機能が著しく増大し、教育省の政策や行政がアメリカの高等教育のあり方に大きな影響を及ぼすようになる一方、教育行政機構の中央集権化や官僚化の弊害もあらわれて大きな問題となっている。

主要参考文献

- (1) 拙稿、『教育局高等教育部の成立とその役割、——リケスの研究を中心として——』、「教育行政学研究」、第2号、教育行政学研究会、1981、1頁～14頁。
- (2) 67 Stat. 18-19, (Public Law 13), 1953.
- (3) Federal Register Division, National Archives and Records Services, General Services Administration, (以下、Federal Register Divisionと略す)、United States Government Organization Manual 1953-54, GPO, 1953, pp. 311-317, p. 568.
The U. S. Department of Health, Education, and Welfare (以下、HEWと略す)、Annual Report of the Department, Education, and Welfare, 1954, GPO, 1955, p. 3.
- (4) Adrian M. Dupuis and Robert C. Craig, American Education; Its Origins and Issues, The Bruce Publishing Company, 1963, p. 66.
- (5) Richard Wayne Lykes, Higher Education and the United States Office of Education, 1867-1953, GPO, 1975, p. 161.
- (6) Federal Register Division, op. cit., 1953, pp. 316-317.
- (7) HEW, Annual Report of the Department of Health, Education, and Welfare, 1953, GPO, 1954, p. 182.
- (8) Stephen, J. Knezevich, Administration of Public Education, 3rd, ed., Harper & Row, 1975, pp. 270-271.
Harry Kursh, The United States Office of Education, A Century of Service, Chilton

- Books, 1965, pp. 145-146.
- (9) Jon Wiles and Joseph Bondi, *Principles of School Administration, The Real World of Leadership in Schools*, Charles E. Merrill Publishing Company, 1983, pp. 35-36.
 - (10) Harry Kursh, *op. cit.*, p. 149.
 - (11) Federal Register Division, *U. S. Government Organization 1961-62*, GPO, 1961, p. 348.
 - (12) HEW, *Annual Report, 1965*, GPO, 1966, p. 312. 教育局の職員数 (employees) は 1958年 6月 30日の 686人から 1960年 6月 30日には 1,260人に増加した。
Chris A. DeYoung and Richard Wynne, *American Education, 5th ed.*, McGraw-Hill Book Company, 1964, p. 57.
 - (13) 平塚益徳 (監修)、『増補改訂、世界教育事典』、資料編、ぎょうせい、昭和55年、92頁。
 - (14) Jon Wiles and Joseph Bondi, *op. cit.*, pp. 36-38.
 - (15) Chris A. DeYoung and Richard Wynn, *op. cit.*, p. 57.
 - (16) HEW, *Office of Education, Handbook, Office of Education*, GPO, 1963, 図には頁が付されていない。
 - (17) Chris A. DeYoung and Richard Wynn, *op. cit.*, p. 57.
 - (18) HEW, *Annual Report, 1965*, p. 312.
 - (19) *Ibid.*, pp. 312-313.
 - (20) *Ibid.*, pp. 314-315.
 - (21) Harry Kursh, *op. cit.*, pp. 57-77.
 - (22) HEW, *Annual Report, 1965*, p. 316.
 - (23) 拙稿、『アメリカにおける大学生に対する連邦補助金政策(1)』、福岡教育大学紀要、第28巻、第4号、第4分冊、昭和54年、1頁～11頁。
 - (24) HEW, *Office of Education, The U. S. Office of Education, Handbook; Organization and Functions*, GPO, 1968. 図2は本書によって作成した。なお、頁は付されていない。
Office of the Federal Register, *United States Government Organization Manual 1969-70*, GPO, 1969, p. 348.
 - (25) *Ibid.*, p. 348.
 - (26) Valena White Plisko, (ed.), *The Condition of Education, 1983 ed.*, National Center for Education Statistics, GPO, p. 80.
 - (27) Vance Grant and Lee J. Eiden, *Digest of Education Statistics, 1982*, GPO, 1982, p. 106.
 - (28) *Education Amendments of 1972, P. L. 92-318, United States Code, Congressional and Administrative News, 1972, Vol. 1*, West Publishing Co., 1972, p. 388.
 - (29) *Ibid.*, pp. 388-389.
 - (30) Office of the Federal Register, *United States Government Manual 1973-74*, GPO, 1973, pp. 222-224.
 - (31) *Complication of Higher Education Laws, 1972*, GPO, 1972, p. 2.
 - (32) Americo D. Lapati, *Education and Federal Government, A Historical Record, Mason/Charter, 1975*, p. 9.

- 33 Office of the Federal Register, (1973 出版年を示す), op. cit., p. 223.
- 34 参考文献28)、Education Amendments of 1972, pp. 278-419. 中等後教育改善基金については389頁～390頁参照。
- 35 参考文献31)、Complication of Higher Education Laws, pp. 201-203.
- 36 Nancy J. Westphal, Statewide Agencies for Higher Education, A Exploratory Comparative Analysis, Dissertation, University of Wisconsin-Madison, 1984, pp. 9-11.
- 37 T. H. Bell, Annual Report of the Commissioner of Education, Fiscal Year 1974, GPO, 1975, pp. 150-151.
- 38 T. H. Bell, Annual Report of the Commissioner of Education, Fiscal Year 1975, GPO, 1976, p. 12.
- 39 T. H. Bell, (1975), op. cit., p.148, T. H. Bell, (1976), op. cit., p. 9. 1975会計年度の職員数は1976会計年度の教育局長年報に依拠している。
- 40 T. H. Bell, (1975), op. cit., p. 150, T. H. Bell, (1976), op. cit., p. 188.
- 41 Departments of Labor, Health and Human Services, Education, and Related Agencies Appropriations for 1983, Hearings before a Subcommittee of the Committee on Appropriations House of Representatives 97 Congress 2nd Session, Part 6, Department of Education, GPO, 1982, p. 21.
- 42 平塚益徳(監修)、前掲書、134頁。
- 43 Stephen J. Knezevich, Administration of Public Education, A Sourcebook for the Leadership and Management of Educational Institutions, 4th ed., Harper & Row, 1984, p. 239.
- 44 Roald F. Campbell, Luvern L. Gunningham, and Others, The Organization and Control of American Schools, 4th ed. Charles E. Merrill Publishing Company, 1980, pp. 45-46.
- 45 1979 CQ ALMANAC 465.
- 46 93 Stat. 668.
水野国利、連邦教育省設置法、国立国会図書館調査立法考査局、外国の立法、20巻1号、111号、昭和56年、63頁～78頁。教育省組織法の訳文については本書に主に依拠している。
- 47 93 Stat. 669-670.
- 48 93 Stat. 670.
- 49 93 Stat. 670.
- 50 93 Stat. 670.
- 51 1979 CQ ALMANAC 465.
- 52 1979 CQ ALMANAC 465-467. 93 Stat. 677-681.
- 53 Shirley M. Hustedler, 1980 Annual Report, U. S. Department of Education, GPO, 1980, p. 4.
- 54 Ibid., p. 13. 93 Stat. 671.
- 55 93 Stat. 672.

- 56) 93 Stat. 674.
- 57) Shirley M. Hufstedler, op. cit., pp. 46-52.
American Education (May, 1980), p. 21.
Office of the Federal Register, The United States Government Manual 1982/83, GPO, 1982, p. 235.
- 58) Shirley M. Hufstedler, op. cit., pp. 5-6.
- 59) Harry Kush, op. cit., p. 149.
- 60) Stephen Knezevich, op. cit., (1984), p. 238.
- 61) Emery Stoops, Max Rafferty and Russell E. Johnson, Handbook of Educational Administration, A Guide for the Practitioner, Allyn and Bacon, 1975, p. 35.
- 62) 1979 CQ ALMANAC 465.
- 63) James A. Rapp, (ed.), Education Law, Vol. 1, Matthew Bender, 1984, pp. 3-5~3-9.
93 Stat. 670.